

これからも

# 健康保険証を お持ちください



保険証なら  
見せるだけ

マイナ保険証を  
作らなくても、  
保険診療は  
受けられます！

詳しくは、明日の広告特集も  
ご覧ください

いまの健康保険証は12月以降も  
有効期限まで使えます



マイナ保険証は持っていません

健康保険証の有効期限が切れた後は、  
資格確認書が自動発行されます。



マイナ保険証を持っています

健康保険証の有効期限が切れた後は、  
マイナ保険証で受診します。  
資格確認書は発行されません。



マイナ保険証は持っているけど、  
資格確認書を使いたい

マイナ保険証の紐づけを「解除」すれば、  
資格確認書の交付を受けられます。  
「解除」手続きは各保険者（健康保険証の  
発行元）で受付しています。

埼玉県保険医協会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和4-2-2 アンリツビル5F  
☎048-824-7130

